

### 第三節 奏樂堂問題

新奏樂堂の建設は、昭和二十六年に始まった全学的な改築計画の一環であったが、昭和四十年代後半に入ると、計画はより具体化され推進されていく。昭和五十四年ごろこの計画に反対するグループが「奏樂堂を救う会」を組織し、旧奏樂堂の現地保存運動を展開した。その結果、半ば通過していた新奏樂堂建設予算は差し止めとなり、旧奏樂堂の明治村移転という大学の方針が覆されることとなった。昭和六十二年に旧奏樂堂は上野公園内に移築され、現在に至る。旧奏樂堂をめぐる一連の出来事は、新聞・雑誌などで「奏樂堂問題」として取り上げられた。なお、「奏樂堂を救う会」を中心とした一連の活動は『上野奏樂堂物語』（東京新聞出版局編、昭和六十二年初版）に詳述されている。

本節では学内資料を中心に、新奏樂堂建設計画とともに「奏樂堂問題」を取り上げる。学内資料の大半は新奏樂堂建設計画に関するものであるが、旧奏樂堂の現地保存運動の活動もその中に記され、関係文書が綴じ込まれている。

なお本節中、「二 新奏樂堂建設と『奏樂堂問題』の経緯」に記された資料番号は、「三 関連資料」の資料番号に対応している。

#### 一 概 要

#### (一) 新奏樂堂建設計画の具体化から旧奏樂堂保存運動の高まり (昭和四十七年五月～五十四年九月)

明治二十三年（一八九〇）五月十二日、上野公園内元西軒寺跡に東

京音楽学校の木造二階建の新校舎が落成した。校舎二階中央に据えられた講堂を兼ねた音楽ホール、それがわが国最初の演奏会場となる奏樂堂であった（奏樂堂の落成については本百年史『東京音楽学校篇 第一巻』参照）。校舎は奏樂堂を中心として、左右には教室、レッスン室、練習室、事務室などが連なっていたが、明治、大正、昭和と少しずつ増改築されて規模を拡大していった（増改築については『東京音楽学校編 第二巻』の「敷地建物」の項参照）。本節では便宜上、この音楽ホールを旧奏樂堂と呼ぶ。

旧奏樂堂は、昭和二十四年五月の東京芸術大学音楽学部発足後も一部の教室や事務室などとともに使用されていたが、昭和四十年代に入ると老朽化が目立ち始め、学生数の増加や大規模な演奏会に対応できなくなる。そうした状況が、新しい奏樂堂建設を求める声の高まりへと繋がった。

昭和四十七年に愛知県大山市の財団法人明治村が、大学へ旧奏樂堂譲渡を希望する旨を申し出た。大学評議会は明治村への譲渡を決議し、昭和四十九年四月、新しい奏樂堂の建設に向け「新奏樂堂建設準備委員会」が発足した。「第一分科会」「第二分科会」が相次いで設置され、「第一分科会」は、国内十七のホールを調査し報告書を作成した。ついで昭和五十年三月から四月にかけて約二十日間、分科会長を中心とする在外研究が行われ、海外ホールについての詳細な報告書が作成された。五十年に入ると、前年度の調査を受け発足した「第二分科会」は、年度中に十三回の協議を重ね、さらに建設案の具体的検討に着手した。その一方で、大学は新奏樂堂用地を確保するため隣接する国立国会図書館と、五十年六月から五十二年十二月にかけて数回交渉を行った。しかし交渉は難航し、用地取得は実現しなかった。

五十四年七月、新奏樂堂建設が最重要点項目として掲げられた「昭和五十五年度概算要求書」提出を受け、「準備委員会」を受け継ぐ「奏樂堂建設小委員会」が発足する。以後、委員会は新奏樂堂に設置予定のパイプオルガンに関する調査などを行い、建設を念頭においた具体案をまとめていった。しかし、この概算要求に含まれていた旧奏樂堂の解体費用

が「奏楽堂問題」の発端となるのである。

## (二) 旧奏楽堂保存運動の展開と大学の対応

(昭和五十四年七月～五十六年七月)

旧奏楽堂の現地保存を求める動きは、大学が旧奏楽堂の明治村への移転を前提とした「昭和五十五年度概算要求書」を提出したことをきっかけに尖鋭化する。昭和五十四年十月十六日、日本建築学会が保存要望書を大学、文部大臣、文化庁長官に提出し、同日明治村より財政事情により受け入れ再建を二～三年延期したいとの申し入れがあった。また同月二十九日著名音楽家七名が連署により「現地保存に関する要望書」を大学に提出し、翌月二十九日には芥川也寸志氏が中心となり記者会見を行って現地保存を訴えた。その翌日の新聞報道により、旧奏楽堂の明治村移転問題は「奏楽堂問題」として広く社会に知られるところとなり、翌年二月の会員一七〇〇名を数える保存運動勢力「奏楽堂を救う会」の正式結成に至った。

「救う会」の主張の要点は、奏楽堂は現地上野で演奏会場として使われるのであれば奏楽堂本来の意味は失われる、というものであった。しかし旧奏楽堂跡地以外には新ホール建設用地の見通しがつかない大学側にとって、旧奏楽堂を現地保存することは新奏楽堂建設そのものを根本から見直すことを意味した。したがってこれはとうてい容認できる要求ではなかったが、学内教官の中にも保存運動側に同調する声もあり、複雑な様相を呈した。

昭和五十四年十二月「昭和五十五年度概算要求」は見送られることが決定した。翌五十五年七月、明治村より五十六年四月以降に受け入れ可能になるとの連絡があり、それを受けた大学は九月、旧奏楽堂の明治村への譲渡を音楽・美術両教授会の全会一致の決議とし、評議会において再確認する。一方、十月ごろより年内にかけ、大学側と保存運動側が、激しい攻防を繰り広げる。大学と「救う会」の対談、文部大臣による大学視察、学長と明治村館長の懇談、「救う会」メンバーの文部大臣への陳情、国会議員二名による大学視察にさいしての「救う会」黛敏郎氏の同

行、その直後に行われた同氏と学長との会談などである。そして十二月初めには、黛氏の大蔵大臣との面会があり、対立はさらに激化した。

結局同年十二月下旬、「昭和五十六年度概算要求」の最重要項目であった新奏楽堂建設予算は、前年度に引き続き通過しなかった。大学は五十六年に入って新・旧奏楽堂の両立を可能にすべく、新奏楽堂の用地として再び国立国会図書館上野分館などの敷地確保の可能性を探ったが、先行きは依然不透明であった。

## (三) 旧奏楽堂上野公園内移築実現

(昭和五十六年七月～六十二年三月)

昭和五十六年七月、台東区長がこの問題に興味を示し旧奏楽堂を視察、その直後、旧奏楽堂の区への譲渡について大学へ正式に依頼した。問題は急転し、移築場所について小金井公園、隅田公園、大学隣接の国会図書館などの案が相次いで検討されることとなる。しかし、候補地をめぐり、保存運動側の一部に、最善の状態を現地保存、譲歩しても移築受諾の困難な上野公園内保存、という意見が根強かったため、移築場所の協議は難航した。十月末、音楽学部教授会はこの協議の長期化による新奏楽堂建設遅延を恐れ、予算通過を期して「新奏楽堂計画推進」を決議する。

明けて昭和五十七年一月、東京都知事は旧奏楽堂の上野公園移築を許可した。これにより、「奏楽堂問題」は急速に収束した。文部省が移築費負担の上、旧奏楽堂は国の文化財として上野公園に移築されることが、文部省、東京芸術大学、東京都、台東区、「奏楽堂を救う会」の五者会談にて合意された。

ところが昭和五十八年二月、財政難を背景に、文部省より旧奏楽堂の移築費用約六億円を拠出することは難しいと通知される。それを受け同年五月、台東区が協議の末、区による移築費用の負担を申し出、七月、旧奏楽堂の事業主体は東京芸術大学から台東区へと移った。

昭和六十二年三月、旧奏楽堂は上野公園内の旧東京都美術館跡地に移築・落成した。同年九月にパイプオルガンも復元され、東京芸術大学が

創立百周年を迎えた十月に、開館した。そして翌六十三年一月には、使われつつ保存される、初めての国指定重要文化財となったのである。

移築後、旧奏楽堂の活用運営には、「奏楽堂問題」に関わった台東区、「救う会」、東京芸術大学、東京都などが中心となって協力し合い、「奏楽堂企画小委員会」を設立して携わっていくこととなった。跡地に近い、道路一本隔てた上野公園内で、現在、旧奏楽堂は台東区立の施設として「旧東京音楽学校奏楽堂」の門札を掲げて公開され、演奏会場となっている。

以上、旧奏楽堂をめぐる社会問題化した「奏楽堂問題」は終結した。しかし、新奏楽堂建設計画は、昭和五十五年には予算がつく状況まで進んでいたものの、当初の旧奏楽堂明治村移転案をめぐる用地問題の解決が長引いたため、予算変更が次々と行われ停滞する結果となった。昭和六十三年以降の新奏楽堂建設問題の詳細については本節では扱わないが、旧奏楽堂が全面使用禁止となった昭和五十五年三月以降、大学は定期演奏会をすべて学外の会場で行うことを余儀なくされた。また、「奏楽堂問題」終結のさざしが見え始めたちょうどその頃、大学は第一校地・取手キャンパスの取得に乗り出していた。昭和五十九年度の概算要求では取手の土地取得が最優先とされ、新奏楽堂の建設は「概算要求書」において「最重要項目」から「一般事項」に引き下げられ、建設実現はさらに遠のいた。

平成元年二月二十日、音楽学部長および音楽学部所属評議員の連名による要望書「奏楽堂の建設促進方について」が文部省に提出される。現東京芸術大学奏楽堂が旧奏楽堂跡地に竣工したのは平成十年三月二日であった。平成十一年七月三十日にはパイプオルガンも竣工し、新奏楽堂はあらゆる学内の演奏会を引き受け、活用されている。

#### 〈参考資料一覧〉

#### I. 評議会・教授会・概算要求書など

#### ・大学本部総務課

『評議会議事録』より該当年度

#### ・大学本部会計課

『概算要求書関係綴』より該当年度

#### ・音楽学部庶務係

『教授会議事録』より該当年度

#### ・音楽学部教務係

『教授会・議題および議事記録』より該当年度

#### II. 奏楽堂関係資料集

#### ・大学本部総務課

『奏楽堂建設委員会記録』

『奏楽堂建設関係』

『奏楽堂 昭和五十八四月』

『奏楽堂 昭和五十九年』

『奏楽堂関係 会計課管財係』（原議書類集）

『奏楽堂関係』

『奏楽堂（国会図書館）関係』

『昭和五十四年新聞記事切抜』

『旧電話交換室、音楽学部奏楽堂写真真集』

『奏楽堂周辺の木の写真集』

『奏楽堂記念写真』

『明治村・奏楽堂』

#### ・大学本部会計課管財係

『奏楽堂改築関係資料綴』

『年譜』

#### ・音楽学部庶務係

『奏楽堂関係 昭和五十四年度』

『奏楽堂に関する綴』

『旧奏楽堂』

・美術学部百年史編纂室  
『設備準備委員会議事録』

## 二 新奏樂堂建設と「奏樂堂問題」の経緯

昭和四十一年

吉村順三教授（建築科）を中心に、奏樂堂を現在地に長期計画で改築する（新しい奏樂堂を立て直す）方針が決定する。資料①

昭和四十六年

四月 国立学校施設実態調査に基づき、本学施設課が旧奏樂堂を木造危険建物と指定。

昭和四十七年

五月三十日 財団法人明治村より文書で旧奏樂堂譲渡の申入れがなされる。資料②

六月十五日 本学評議会は、全員の賛成で譲渡を決定。

十月十二日 評議会の議を経て、明治村に譲渡の回答。資料③

昭和四十九年

四月二十二日 評議会の議を経て、学長を委員長とし、両学部長を副委員長とする奏樂堂建設準備委員会が発足。二つの分科会が以下のよう

に設置される。

第一分科会（奏樂堂の目的・性格・規模などについて）。主査＝服部幸三（音楽学部教授、楽理）。

第二分科会（奏樂堂の設計の基本に関する事項について）。主査＝山本

学治（美術学部教授、建築）。

昭和四十九年六月六日から昭和五十年二月

第一分科会による調査、会議。

昭和五十年

二月二十七日 第一分科会最終会議。報告書案を審議決定。

「新奏樂堂の目的・性格・規模等について（報告）」（昭和五十年二月二十七日東京芸術大学奏樂堂準備委員会第一分科会）の冊子を作成し、評議会・両学部教授会・事務局に配布。資料④

三月二十二日～四月十一日 服部主査および山本副主査による海外六カ

国十七ホールの調査。四月十七日付で報告書がまとめられる。資料⑤

五月二十二日 奏樂堂建設準備委員会第二分科会（第一回）。資料⑥

六月五日 新奏樂堂敷地に関する会議開催。参加者＝国會議員（坂田、

海部、西岡、藤波、渡瀬秘書官）、文部省（井内大学局長、宮地会計課

長、柏木教育施設部長）、国会図書館（宮坂館長、鈴木副館長、酒井総

務部長、高橋会計課長）、東京芸術大学（福井学長、森事務局長）

七月二十一日 大学側の国会図書館上野分館敷地に新奏樂堂を建設した

いとの希望に対し、国会図書館からは代替地を示すよう伝えられる。

昭和五十一年

一月二十三日 前年六月五日の会議の出席者による奏樂堂敷地に関する

会議。国会図書館側は全員欠席。

四月八日 「新奏樂堂の設計の基本に関する事項について（報告）」（昭和

五十一年四月八日東京芸術大学奏樂堂建設準備委員会第二分科会）の

冊子を作成の上、評議会・両学部教授会・事務局に配布。資料⑦

八月 国会図書館からの代替地の要求に対し、旧東京教育大学の保谷農

場および運動場を提示し、数回折衝を行った。要点は以下の四項目。

1. 国会図書館側は保谷に移転することに問題はないか。

2. 保谷の用地が筑波移転跡地であり、大蔵省および保谷市との折衝

が必要であること。

3. 国会図書館法第二条で、東京都へ移管するものであることが規定

されていること。

4. 公務員宿舍（世帯八戸、独身十八戸）の移転。

八月二十三日 衆議院藤波文教部会長が東京芸術大学を訪問、事務局長より概況説明。

昭和五十二年